

外貨普通預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第 12 条第3項各号いずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

2. (預金の取扱)

この預金の通貨の種類のほか、預け入れ、払戻し、利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当行所定の手続によります。

なお、現金での預け入れ・払戻しについては、本邦通貨に限ります。

3. (取引明細書の発行)

この預金は通帳を発行しないステートメント(取引明細書)方式で取扱いいたします。

当行所定の期間におけるこの預金の預け入れ、払戻しの取引明細および当該期間の最終日付の残高等を記載したステートメントを作成のうえ送付します。ただし、当該期間を通じて預金の残高がなかった場合は、当該期間にかかるステートメントは発行しません。

4. (払戻し)

この預金を払い戻す時は、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または署名)により記名押印(または署名記入)して、当店に提出してください。

5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率によって計算のうえ、この預金に組入れします。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

6. (手数料)

この預金の預け入れ、払戻し等を行う場合は、当行所定の手数料をいただきます。

7. (適用為替相場による換算)

この預金の預け入れ、またはこの預金の払戻しの際は、当行所定の外国為替相場を適用します。

8. (届出事項の変更)

- (1) この預金の印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金の印鑑を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後、相当の期間をおき、行います。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときも、前記(1)または(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印鑑（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、それらの書類につき偽造、変造、その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれと合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12. (解約)

- (1) この預金口座を解約する場合には、その旨を当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合は、当行は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座が名義人の承諾なく開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ③ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ 第11条第1項から第4項に定める取引の制限が、1年以上に渡って解消されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① この預金の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が当行が定める一定の期間、預金者による利用がない場合、または法令に基づいて行う場合には、当行がこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより解約できるものとします。
- (5) 前記(2)ないし(4)までによりこの預金口座が解約され、残高がある場合には、預金者の申出により、当行所定の手続(必要な書類の提出または保証人を求めることがあります)を行った後、お支払いいたします。この場合においても、本規定が適用されるものとします。

1.3. (相殺等)

- (1) 預金者が当行に対し弁済期の到来した債務を負担している場合はいつでも当行所定の方法によりこの預金を弁済に充当することができます。
- (2) 前記(1)による場合の外国為替相場については、計算実行時の相場を適用するものとします。
- (3) 前記(1)により生じた費用、損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて預金者が支払うものとします。

1.4. (外国為替関連諸法令)

この預金の取引は、「外国為替および外国貿易法」および同法に基づく命令規則等にしがって取扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

15. (金融商品取引法の準用)

この預金の取引は、投資性の強い預金等(特定預金等)として、銀行法において「金融商品取引法」と同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上